

子育て支援員研修制度に関する検討会 第2回専門研修WT(社会的養護)	参考 資料 3
平成26年10月27日	

子育て支援員研修制度に関する検討会 第1回 専門研修ワーキングチーム(社会的養護) 資料(抜粋)

資料4-2 社会的養護における職種別任用要件等

資料5-1 子育て支援員(仮称)専門研修(社会的養護コース)カリキュラム等(素案)

社会的養護における職種別任用要件等

名称	要件等	根拠法令等	業務内容	業務内容
職員の一般的要件	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第7条)		
児童指導員	任用資格(別紙)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第43条)	児童の心身の健全な成長とその自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対して安定した生活環境を整える。 生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整。(同左基準第44条、第45条) 各施設運営指針のとおり
小規模ユニットケア指導員	児童指導員+経験			各施設運営指針のとおり
心理療法担当職員 (乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設)	学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第42条第4項) 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(局長通知)	虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等に遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等	1) 対象児童等に対する心理療法 2) 対象児童等に対する生活場面面接 3) 施設職員への助言及び指導 4) ケース会議への出席 5) その他
心理療法担当職員 (児童自立支援施設)	学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第80条第4項) 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(局長通知)	虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等に遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等	1) 対象児童等に対する心理療法 2) 対象児童等に対する生活場面面接 3) 施設職員への助言及び指導 4) ケース会議への出席 5) その他
母子支援員	任用資格(別紙)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第28条)	親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> 個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに連絡調整
栄養士	栄養士資格 「栄養士」の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者で、厚生労働大臣の指定した栄養士養成施設あるいは管理栄養士養成施設において2年以上栄養士としての必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受けたものを指す。	栄養士法	栄養管理	各施設運営指針のとおり
保育士	保育士資格 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者。	児童福祉法(第18条の6)	保育	各施設運営指針のとおり

名称	要件等	根拠法令等	業務内容	業務内容
看護師	看護師資格	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	医療的ケア（継続的な服薬管理、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応等）	1) 対象児童の医療的ケア及び緊急時における対応等 2) 医師又は嘱託医との連携 3) 常備薬の管理及び与薬 4) 病欠児及び早退児の観察 5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応 6) 対象児童の医療機関への受診及び行事への付添 7) 入所者の健康上の相談への対応 8) 感染予防 9) 緊急時における医療機関との連絡調整 10) その他医療的ケアのために必要な業務
医師	医師資格	医師法	医学的判断 治療・投薬	健康の維持 病気の治療
家庭支援専門相談員 （ファミリーソーシャルワーカー）	社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者 児童養護施設等（里親を含む）において児童の養育に5年以上従事した者 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者（児童福祉司資格）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第42条第2項） 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携にもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行う。	1) 対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務 ①保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助 ②保護者等への家庭復帰後における相談援助 2) 退所後の児童に対する継続的な相談援助 3) 里親委託の推進のための業務 ①里親希望家庭への相談援助 ②里親への委託後における相談援助 ③里親の新規開拓 4) 養子縁組の推進のための業務 ①養子縁組を希望する家庭への相談援助等 ②養子縁組の成立後における相談援助等 5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助 6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画 7) 施設職員への指導・助言及びケース会議への出席 8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整 9) その他業務の遂行に必要な業務
里親支援専門相談員 （里親支援ソーシャルワーカー）	社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者（児童福祉司資格） 児童養護施設等（里親を含む）において児童の養育に5年以上従事した者 であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a) 所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b) 退所児童のアフターケアとしての里親支援、 [○] 所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行う。	1) 里親の新規開拓 2) 里親候補者の週末里親等の調整 3) 里親への研修 4) 里親委託の推進 5) 里親家庭への訪問及び電話相談 6) レスパイト・ケアの調整 7) 里親サロンの運営 8) 里親会の活動への参加奨励及び活動支援 9) アフターケアとしての相談
個別対応職員	（配置施設の規定のみで資格要件の記載なし） 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等	1) 被虐待児童等に個別の対応が必要とされる児童への個別面接 2) 当該児童への生活場面での1対1の対応 3) 当該児童の保護者への援助 4) その他
職業指導員	（配置施設の規定のみで資格要件の記載なし） 実習施設を設けて職業指導を行う児童養護施設または児童自立支援施設	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行う。	1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等 2) 実習、講習等による職業指導 3) 入所児童の就職の支援 4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談支援
児童自立支援専門員	任用資格（別紙）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第83条）	児童の自立支援	・生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整。 （同左基準第44条、第45条）
児童生活支援員	児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第83条）	児童の生活支援	・生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整。 （同左基準第44条、第45条）
養子縁組里親・親族里親	必要に応じ養育里親の研修を活用する等により適宜行う。	里親制度の運用について（第10の4）	要保護児童の養育	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり

名称	要件等	根拠法令等	業務内容	業務内容
養育里親	養育里親研修 児童福祉論（講義） 養護原理（講義） 里親養育論（講義） 発達心理学（講義） 小児医学（講義） 里親養育援助技術（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）	里親制度の運用について（第10の1） 養育里親研修制度の運用について 児童福祉法施行規則第一条の三十四の厚生労働大臣が定める基準	要保護児童の養育	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり
専門里親	養育里親として三年以上の委託児童の養育の経験を有すること。 等 専門里親研修を修了していること。 <2年ごとに更新> 専門里親研修 （養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目） 社会福祉概論（講義） 児童福祉論（講義） 地域福祉論（講義） 養護原理（講義） 里親養育論（講義） 発達臨床心理学（講義） 医学（児童精神医学を含む。） （講義） 社会福祉援助技術論（講義） （養育の内容及び方法の理解に関する科目） 児童虐待援助論（講義・演習） 思春期問題援助論（講義・演習） 家族援助論（講義・演習） 障害福祉援助論（講義・演習） 専門里親演習（講義・演習）	里親制度の運用について（第10の2） 専門里親研修制度の運用について 児童福祉法施行規則第一条の三十七第二号の厚生労働大臣が定める基準	要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めた児童の養育	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり
ファミリーホーム養育者	①養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ②養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ③児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者 ④①～③までに準ずる者として都道府県知事が適当と認めた者 ⑤法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者 里親に準じ、養育里親研修、専門里親研修を受講し、養育の質の向上を図るよう努めなければならない。	児童福祉法（第6条の3の⑧） 児童福祉法施行規則（第1条の9） 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について（第7）	養育者の住居において、要保護児童の養育を行う。	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり
ファミリーホーム補助者	里親に準じ、養育里親研修、専門里親研修を受講し、養育の質の向上を図るよう努めなければならない。	児童福祉法（第6条の3の⑧） 児童福祉法施行規則（第1条の9） 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について（第7）	養育者の住居において、要保護児童の養育を行う。	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり
小規模ユニット補助者				
補助職員（その他補助）			清掃、洗濯	清掃、洗濯
			食事場面で泣いている子どもを抱いてあやす 入浴時のタオル等の準備・片付け等	食事場面で泣いている子どもを抱いてあやす 入浴時のタオル等の準備・片付け等
調理員	調理師資格		調理	食事の提供 食の安全の確保
運転手	運転免許		自動車の運転	子ども等の送迎 乗車中、降車後の安全確保

子育て支援員(仮称)専門研修(社会的養護コース) カリキュラム等(素案)

○ 具体的な研修時間・カリキュラムは、今後検討会等で有識者の意見を踏まえ策定していく。

【社会的養護コース】

(例) → 計5～10時間程度(実習を除く)

科目
保護を要する子どもの理解(養護原理) ／虐待を受けた子どもの理解を含む
地域における子育て支援サービス(児童福祉論)
子どもの心の発達(発達心理学)
子どもの権利擁護と虐待防止 ／職業倫理と障害児への合理的配慮を含む
社会的養護における家庭養護 ／里親制度の基礎(里親養育論)
施設実習(実習) ／施設見学および調理実習

【放課後児童コース(案)】

(例) → 計5時間程度

科目
放課後児童クラブの目的と機能・役割
遊びの支援の実践
子どもの発達理解 (特に学童期の発達についての基礎知識)
家庭の役割、家庭での養育に対する理解
放課後児童クラブのチームワーク
補助員の仕事の内容

【地域保育コース(案)】

(例) → 計10～15時間程度

科目	科目
家庭的保育の概要(※)	家庭的保育の保育内容(※)
食事と栄養	家庭的保育の環境整備(※)
小児保健Ⅰ	家庭的保育の運営と管理(※)
小児保健Ⅱ	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項
心肺蘇生法	見学実習オリエンテーション
実施自治体の制度について	グループ討論

＋
見学実習(2日以上) (※)従事希望の事業に沿った研修内容と代替することも考えられる。

【地域子育て支援コース(案)】

(例) → 計5～10時間程度

科目
利用者支援事業の概要
地域資源の概要
対人援助者に求められる基本姿勢と倫理 (共通研修で行うものを除く。)
記録の取扱い
事例分析(実習)

【共通研修(案)】

(例) → 計10時間程度

※ 児童虐待の早期発見・通告および発達障がい児等の早期の療育へのつなぎの視点をもつ「子育て支援員(仮称)」の育成

科目	科目
子育て支援制度の概要	保護者への対応
児童福祉の概要	緊急時の対応
子どもの発達	子どもの虐待(社会的養護を含む。)
子どもへの援助・かかわり方	障害児への理解
子どもの遊びの理解	

(別紙)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(省令)

(児童指導員の資格)

第 43 条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 [学校教育法](#) の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 [学校教育法](#) の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、[同法第百二条第二項](#) の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 [学校教育法](#) の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 [学校教育法](#) の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、[同法第九十条第二項](#) の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 [学校教育法](#) の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

(養護)

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う[法第四十一条](#)に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 四 [学校教育法](#)の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は[同法](#)の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、[同法第百二条第二項](#)の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 [学校教育法](#)の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 七 [学校教育法](#)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、[同法第九十条第二項](#)の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 [学校教育法](#)の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は二年以上教員としてその職務に従事したものの

(児童生活支援員の資格)

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(母子支援員の資格)

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 精神保健福祉士の資格を有する者
- 五 [学校教育法](#)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、[同法第九十条第二項](#)の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの